新型コロナウイルスの影響を受けて賃料等の問題を抱えている事業者のみなさま

裁判・一般ADR（裁判外紛争解決手続）と比べて

簡　易　**迅　速**　**安　価**

新型コロナ・事業者賃貸借ADR

をぜひご利用ください

新型コロナウイルスの影響を受けて・・・

例えば

- 経営が厳しく月額の家賃がこのままだと、事業継続が難しい…。できるだけ早く解決したい！
- テナントから家賃の減額を打診されたが、こちらも経営が厳しいので、建築費用の融資を受けた銀行を交えて交渉したい。
- 中途解約で多額の違約金を求められた。確かに契約書にはそう書いてあるけれど…。
- テナントが家賃を滞納して支払ってくれない。どうにかしたいが、解決のために高額な費用を支払うのは難しい。
- 店舗の家賃減額の交渉をしたいが、今の店舗を賃貸し続けたいので、大家さんとの関係は悪化させたくない…。

第二東京弁護士会では、事業者向けに新型コロナウイルスに起因する賃貸借問題について、一般ADRより**減免した手数料**でADRを実施しています。**普段から紛争と向き合っている弁護士**があっせん人として間に入り、法律家としての識見に裏打ちされた**迅速で公平な解決**を支援していきます。

ADRとは・・・

裁判外で紛争解決を図る手続のことです。裁判と異なり、非公開で行います。
弁護士が間に入って、トラブルの相手方とあなたの話をじっくり聞き、柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足のいく解決を目指します。
申立に際して、サポートを受けることも可能ですので、まずはお問い合わせください！

詳しくはこちらまで

第二東京弁護士会 仲裁センター

電話：03－3581－2249
受付時間：10:00～12:00　13:00～16:00（平日）
所在地：東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館9階
HP：https://niben.jp/service/soudan/chusai/adr.html

リモートADR
実施中